

土木工事中間技術検査実施要領

第1 目的

この要領は、静岡市工事検査実施要綱（平成15年4月1日施行）に基づき、土木工事における中間技術検査の適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 検査の内容

中間技術検査は、完成検査に準じて実施するものとし、検査員は土木工事検査技術基準（平成18年4月1日施行）に基づき検査を行うものとする。

第3 検査の対象

中間技術検査の対象工事は、次に掲げる項目のいずれかに該当する工事とする。ただし、解体工事、維持修繕工事及び災害時における緊急を要する工事等を除く。

- (1) 予定価格が1億5千万円以上の工事。
- (2) 静岡市建設工事低入札価格調査試行要領に基づく調査対象となった工事。

第4 検査の実施回数

実施回数は、原則1回とし、その工事の重要度、規模などに応じて主管課長の判断により2回にできるものとする。

第5 検査の実施時期

実施時期は、工事の進捗でおおむね50%以上を目安として、工事の内容、施工工程を考慮し、出来形、品質及び出来ばえの技術的評価が適切にできる施工上の重要な段階確認の時期に実施するものとする。

また、実施回数を2回とした場合は、工事の進捗にかかわらず上記による適切な時期に実施するものとする。

なお、実施時期は、監督員と受注者が協議して定めるものとする。

第6 施工計画書の記載

受注者は、実施回数及び実施時期など中間技術検査に関する事項について、施工計画書に記載しなければならない。

第7 品質証明員の立会

品質証明員は、中間技術検査に立ち会わなければならない。

第8 工事成績の評定

検査員は、検査が終了した時に工事成績の評定を行うものとする。

この評定は、完成検査の終了した時に行う評定と合算して当該工事における検査員の工事成績の評定とする。

なお、中間技術検査と完成検査の評定の割合は、同等とする。ただし、中間技術検査を2回実施した場合は、それぞれの評定の割合を同等に按分するものとする。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。